

PETボトル再生処理施設の変更及び登録申請書類の変更等に関する手続きについて

1. PETボトル再生処理施設の変更について

再生処理事業者が登録しているPETボトル再生処理施設の変更（再生処理施設の移設、改造若しくは変更又は再生処理施設に関する許可・届出内容の変更）を行おうとする場合には、PETボトル再商品化実施契約書第10条の定めに従い、事前に当協会に通知するとともに、関係法令に基づく適切な手続を遅滞なくとらなければなりません。

事前の通知並びに承諾を得ないで該当事項を実施した場合は、措置規定の定めにより、契約解除、当該年度登録取消し、次年度落札可能量削減等の措置が適用されることがあります。

(1) 手順

PETボトル再生処理施設の変更を行おうとする場合には、PETボトル再生処理施設の変更願いに変更前と変更後の内容が確認できる書類（概略レイアウト図、仕様書、外形図等）を添えてPETボトル事業部宛に提出してください。

なお、次年度登録申請書類を提出した後にPETボトル再生処理施設の変更願いを提出する場合は、7月31日までは当該年度登録書類について、8月1日以降は翌年度の登録書類について提出してください。

PETボトル事業部では変更願い受理後審査を行い、その結果に基づき「PETボトル再生処理施設の変更に関する承諾・不承諾通知書」を発送します。

承諾通知受理後に変更を実施し、完了後速やかにPETボトル再生処理施設の変更完了報告書に必要書類（資料8-4を参照）を添えて提出してください。書類には必ずページ番号と、差替・追加等の内容、日付を記入してください。

なお、不承諾通知を受け取った場合は、変更内容の再検討を行い、必要に応じて再度変更願いを提出してください。

(2) 変更実施前に変更願いの提出が必要な事項

下記①～③に該当する事項については、実施前に変更願いを提出してください。

① 再生処理施設の移設

② 再生処理施設の改造若しくは変更

ア. 主要設備の改造若しくは変更

*主要設備とは主要機器（ベール解体機、破砕機、洗浄機（水・アルカリ洗浄機）、比重分離機、脱水機ならびにペレタイザーおよびポリエステル原料製造装置等）のほか、ベールの開梱・投入から処理して製品を保管するまでの工程の設備をいう。なお、除染工程機器（真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器）も含む。

イ. 排水処理設備の改造若しくは変更

ウ. 再生処理工程の変更

エ. 設備・機器配置の変更

オ. 原料・製品・残渣等の保管場所の変更 等

③ 再生処理施設に関する許可・届出内容の変更

ア. 一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更

イ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更 等

（届出数量のみの変更は完了報告のみとする）

ウ. 特定施設届出書に関する届出内容の変更

なお、代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要です。変更後に届出事項変更届の書式で提出してください。

- (3) 変更実施前の変更願いの提出は不要だが、変更完了後に速やかに完了報告が必要な事項
下記①に該当する事項については、変更願いを提出する必要はありませんが、変更後速やかにPETボトル再生処理施設の変更完了報告書に必要書類を添えて提出してください。
- ① 上記2. (2) あるいは下記2. (4) に該当しない設備・機器の変更
- (4) 変更願い、完了報告が不要な事項
- ① 設備・機器の部品の交換、変更およびこれに準ずる程度の変更
- (5) 完了報告時の必要書類について
平成 28 年度PETボトル再生処理施設等の変更完了報告書に必要書類を添えてPETボトル事業部宛に提出してください。必要書類は資料 8-4 を参考にしてください。

2. 登録申請書類の変更について

確実な再生処理の管理のため、契約後も事業者登録時に提出した登録申請書類一式を実際の再商品化業務の状況に合わせて維持・管理する必要があります。再生処理事業者と協会双方で保管している登録申請書類の内容が一致させるために、登録申請書類の差替や追加が発生する場合は、下記に従って書類を作成し提出してください。下記の内容に従っていない書類は受理できませんので注意してください。
なお、引取同意書関連の変更については、資料 3-12 をご覧ください。

(1) 手順

登録申請書類の変更が発生した場合は、速やかにPETボトル再生処理事業者登録書類の届出事項変更届に必要書類（資料 8-5 を参照）を添えて提出してください。なお、次年度登録申請書類を提出した後にPETボトル再生処理事業者登録書類の届出事項変更届を提出する場合は、7 月 31 日までは当該年度登録書類について、8 月 1 日以降は翌年度の登録書類について提出してください。

(2) 届出事項変更届が必要な事項

- ① 再生処理事業者の基本情報、工場情報、組織等の変更 (※1)
- ② 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の追加・変更 (※2) (※3)
- ③ 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の許可の更新 (※3)
- ④ 操業体制の大幅な変更
- ⑤ 品質管理体制や品質検査記録の変更
- ⑥ その他、再生処理施設の変更を伴わない登録申請書類の変更

(※1) 代表者が変更になったときには、許認可証・届出、契約書等にも差替の必要なものがあります。

(※2) 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物収集運搬業者の追加・変更では当該事業者の許可証、契約書のほか様式 B-1-A、様式 B-1-B の提出が必要です。

(※3) 産業廃棄物関係事業者の追加・変更、許可の更新についてはREINSでの「廃棄物許可管理」のデータ更新も必要です。

3. 登録申請書類の差替・追加の場合のページ番号について

登録申請後に登録申請書類の差替や追加を提出する場合は、次のようにページ番号を作成してください。ページ番号は提出するすべての書類の右下隅につけてください。書類の表題部分だけにつけることは認められません。A3 用紙の場合はファイル折りした状態で見える場所につけてください。

ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号 + 書類差替・追加の区別 + 書類作成年月日

(例1) 書類を差替える場合

書類を差替える場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替平成 28/05/01

(現行の2-8-3に代えて挿入するページであることを表す)

(例2) 書類を追加する場合

書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加平成 28/05/01

(2-8-3 と 2-8-4 の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

(例3) 複数工場ある場合

複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替平成 28/05/01 (A工場)

2-8-3-1 書類追加平成 28/05/01 (B工場)

4. 注意事項

- (1) PETボトル再生処理施設の変更願いの審査には時間がかかりますので、出来るだけ時間的余裕をもって変更願いを提出してください。
- (2) 書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。特段の理由がない限り、送り状は不要です。提出先は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長 宛です。
- (3) 設備機器の変更に関しては、変更前・変更後の図面を提出してください。また、変更のあった機器に蛍光ペンなどで原本・コピー2部にマーカーをしてください。
- (3) 提出書類に不備があった場合には再提出を連絡します。
- (4) 上記のどの事項に該当するか判断が出来ない場合は、協会に相談してください。
- (5) 提出書類は添付した書式に従って作成してください。
- (7) PETボトル再生処理施設の変更願いのスケジュールに関しては、詳細なスケジュールを記載してください。承諾書受領後に何らかの理由でスケジュールが変更になる場合には、協会に必ず連絡してください。
- (9) 引取同意書の変更のみについては「変更届」の表紙は不要です。

以上

変更手続き等のまとめ

●PETボトル再生処理施設等の変更完了報告の必要書類とREINSへの入力について

変更実施前に変更願いの提出が必要な事項(代表例)			変更完了報告の必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考			
			書類番号	書類名					
再生 処理 施設 の変 更	再生処理施設の改造	主要設備の改造若しくは変更	2-5	設備ラインフロー	能力が変更となる場合、工場属性情報の変更	-			
			2-6	設備レイアウト図					
			2-7	配置図					
			2-10	設備機器リスト					
			2-11	主要機器の仕様書					
			2-12	主要機器の外形図					
			2-18	一廃設置許可関連					
			(1-2)	事業者登録申込書(様式2)(能力が変更となる場合)					
			(2-2)	設備物質収支(能力が変更となる場合)					
	再生処理施設の改造	排水処理設備の改造若しくは変更	(2-5)	設備ラインフロー(排水処理工程図)	-	-			
			2-6	設備レイアウト図					
			2-7	配置図					
			2-10	設備機器リスト					
			(2-10-2)	薬液タンクリスト(様式D)					
			2-13	特定施設関連					
			2-14	廃(排)水処理設備関連(水の系統図等)					
			(2-18)	一廃設置許可関連(変更許可もしくは軽微変更)					
			再生処理施設の改造	再生処理工程の変更			2-5	設備ラインフロー	-
	2-6	設備レイアウト図							
	2-7	配置図							
	(2-18)	一廃設置許可関連(変更許可もしくは軽微変更)							
	(1-9)	工程別配員数(様式5)							
	再生処理施設の改造	設備・機器配置の変更	2-5	設備ラインフロー	-	-			
			2-6	設備レイアウト図					
			2-7	配置図					
			2-8	原料・製品・残さ保管場所位置図					
			2-8-2	原料保管面積と保管容量算出表(様式F)					
	再生処理施設の改造	原料・製品・残渣等の保管場所の変更	(2-17)	建築確認済証(新設の場合)	-	-			
			(2-19)	指定可燃物関連					
			(2-21)	建物の賃貸契約書(賃貸の場合)					
			(2-22)	建物の登記簿謄本(新設・賃貸の場合)					
			(2-23)	土地の賃貸契約書(賃貸の場合)					
			(2-24)	土地の登記簿謄本(新設・賃貸の場合)					
(2-25)			土地の公図(新設・賃貸の場合)						
再生処理施設に関する許可・届出内容の変更			再生処理施設に関する許可・届出内容の変更	2-18			一廃設置許可関連	-	代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要です。変更後に届出事項変更届の書式で提出してください。
				2-19			指定可燃物関連		
	(2-8)	原料・製品・残さ保管場所位置図(保管場所変更の場合)							
再生処理施設に関する許可・届出内容の変更	特定施設届出書に関する届出内容の変更	2-13	特定施設設置届出書および受理書						

※変更の内容により、提出する書類が変更・追加となる場合もあります。

※7月31日までは当該年度登録書類について、8月1日以降は翌年度の登録書類について提出してください。

変更手続き等のまとめ

●PETボトル再生処理事業登録書類の届出事項変更届の必要書類とREINSへの入力について

変更内容(代表例)		協会への 事前連絡	必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考
			書類番号	書類名		
再生 処理事業 登録書 類の届 出事 項変 更届	基本情報変更	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	事業者基本情報の入力	その他届出、許可、契約関連書類の差替、追加も該当
			(1-6)	登記簿謄本(事業者名、所在地、代表者が変更の場合)		
			(1-7)	印鑑証明書(代表者登録印を変更した場合)		
	本社担当者変更	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	本社担当者情報入力	-
			1-2	事業者登録申込書(様式2)		
			(1-8)	組織図(担当部署等変更の場合)		
	工場基本情報	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	工場基本情報入力	-
			1-2	事業者登録申込書(様式2)		
	実績担当者情報	不要	-	-	実績担当者入力	-
	登記簿謄本記載事項の変更	不要	1-6	登記簿謄本	-	-
	組織の変更	不要	1-8	組織図	-	担当部署・担当者以外の変更の場合
	相談役・顧問に関する事項	不要	1-10	様式6	-	-
	百分の五以上の出資者に関する事項	不要				
	産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物 収集運搬業者の追加・変更	不要	2-3-1	残さ処理計画書(様式B-1-A、様式B-1-B)	廃棄物許可証管理	-
不要		2-3-2	産業廃棄物処理委託契約書			
産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物 収集運搬業者の追加・変更	不要	2-3-1	残さ処理計画書(様式B-1-B)	廃棄物許可証管理	-	
	不要	2-3-2	産業廃棄物処理委託契約書			
品質管理体制の変更	不要	2-4	品質管理体制表	-	-	
自社取引となった場合	要	1-3	自社取引の場合の最終製品の販売を証する資料(資料4)	-	-	

※変更の内容により、提出する書類が変更となる場合もあります。

※7月31日までは当該年度登録書類について、8月1日以降は翌年度の登録書類について提出してください。

※REINSがロックがかかって入力できない場合は、お手数ですが協会までご連絡ください。

●その他の書類の変更(施設変更願い、届出事項変更届は不要ですが、事前連絡や書類が必要な事項)

変更内容(代表例)		協会への 事前連絡	必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考
			書類番号	書類名		
その 他	会社の合併、事業譲渡や廃業等	要	-	-	-	登録書類の差替や追加、REINSへの入力は無いが、正式な書面が必要
	利用事業者の要請等で再商品化製品を 購入して再加工・除染工程を行って利用 事業者販売する場合	要	-	再商品製品再加工品利用計画書(様式11) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-2) ※取引条件変更	引取同意書入力	-
	特定再商品化利用業者に該当した場合	要	-	再商品化実施契約締結委任状 特定再商品化利用事業者の登録書類	-	-
	再商品化実施費用の振込み口座の変更	要	-	振込口座登録依頼書(1部提出)	口座情報入力	-

P E T ボトル再生処理施設の変更願い（記入例） ※注意事項をふきだし内に記載してあります。

（協会使用欄）設備変更受付番号：28-

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 P E T ボトル事業部長 殿

平成 28 年度 P E T ボトル再生処理施設の変更願い（記入例）

事業者名： 株式会社〇〇工業

施設名： 本社工場

担当者 役職・氏名： リサイクル部長 包装 太郎

担当者 電話番号： 03-1234-5678

F A X 番号： 03-1234-8765

担当者 メールアドレス：xxxx@xxxx.co.jp

申請日：平成 28 年 4 月 1 日

【変更内容の説明】

1. 変更内容

変更内容の欄には変更の概要、変更の詳細の欄には詳細説明を記載してください。

変更内容	変更の詳細
ベール解体機の変更	既存のベール解体機を撤去し、新規ベール解体機を設置する。

2. 変更の目的

現状の問題点とその対策、変更により得られる効果を記載してください。

現状のベール解体機では解体を十分に行うことが出来ないため、作業員がある程度解体してから投入しなければならない。新しいベール解体機を導入することにより、効率的にベールが解体され、作業の安定化、人件費の削減に繋げることを目的とする。

3. 変更を説明する添付資料

設備の変更前・変更後の概略仕様図等の再生処理設備等の変更を説明する資料及び図を作成し、この表に資料番号と資料の内容を記載のうえ、資料を添付してください。詳細書類は完了報告とともに提出してください。

添付資料の資料番号	資料の内容
資料 1	変更前・変更後の設備レイアウト図
資料 2	新規ベール解体機の仕様書
資料 3	新規ベール解体機の外形図

4. 本施設変更に伴う許可証、届出等の変更手続き

許可証、届出等の変更手続き		要否*	取得準備状況	不要判断の根拠（文書名、概要）*
一廃処理施設関係		要	準備中	
指定可燃物関係		不要		特になし
危険物関係		不要		
特定施設関係		不要		
建築基準法 関係	確認申請関係	不要		
	法第 51 条関係	不要		
その他条例、要綱等		不要		

*：不要の場合は、不要判断根拠を記入のこ

再生処理施設の変更に伴い、許可証や届出の変更手続きが必要かどうかを確認し、この表に記載してください。許可証、届出書、許認可等のコピーは完了報告書に添付し提出してください。
要否： 必要、調査中、不要を記入して下さい。
取得準備状況：取得済み、準備中、未着手を記入してください。
不要判断の根拠：関係する行政当局等に確認した結果を書面にて提出してください。行政当局による文書が原則ですが、文書が入手できない場合は確認内容、確認日時、確認先（行政当局の部署名、面談者名、役職、連絡先）を必ず記載してください。

5. 変更スケジュール案

工事着工 平成 28 年 * 月 * 日
工事完了 平成 28 年 * 月 * 日
運転開始 平成 28 年 * 月 * 日

許認可証・届書等を取得する場合は取得予定日を記載してください。

以上

設備変更受付番号：28-○

平成 28 年○月○日

○○○○株式会社 御中

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
業務執行理事
P E T ボトル事業部長

P E T ボトル再生処理施設等の変更願いに関する承諾（不承諾）通知書

平成 28 年○月○日付けで貴社から申請のあった、再生処理施設等の変更願い（設備変更受付番号 28-001）について、承諾しましたので（不承諾としましたので）連絡いたします。

1. 設備変更内容：

（または 不承諾理由）

2. P E T ボトル再生処理施設の変更完了報告時に提出が必要な資料

年度	資料番号	資料の内容
28 年度	資料 1	
〃	資料 2	
〃	資料 3	

※完了報告の図面に、事由（差替、追加、削除）、ページ番号、提出年月日を付記ください。

変更スケジュール予定

工事着工 平成 28 年○月○日

工事完了 平成 28 年○月○日

運転開始 平成 28 年○月○日

以上

P E T ボトル再生処理施設の変更完了報告書 (記入例)

※注意事項をふきだし内に記載してあります。【平成 28 年 7 月 31 日までに提出する場合】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 P E T ボトル事業部長 殿

平成 28 年度 P E T ボトル再生処理施設の変更完了報告書 (記入例)

事業者名： 株式会社〇〇工業

施設名： 本社工場

担当者 役職・氏名： リサイクル部長 包装 太郎

担当者 電話番号： 03-1234-5678

F A X 番号： 03-1234-8765

担当者 メールアドレス：xxxx@xxxx.co.jp

完了報告日： 平成 28 年*月*日

設備変更受付番号：28-001

P E T ボトル再生処理施設の変更願いに関する承諾通知書に記載された設備変更受付番号を記載してください。なお、設備変更願いを必要としない完了報告の場合には設備変更受付番号を記載する必要はありません。

【変更完了後の説明】

1. 変更内容

変更内容	変更の詳細
ベール解体機の変更	既存のベール解体機を撤去し、新規ベール解体機を設置する。

施設変更完了後に即効果が現れた場合には、この欄に具体的に状況を記載してください。即効果が現れない場合には、今後の予測を記入してください。

2. 変更後の状況

ベール解体機の変更したことにより、効率的にベールが解体され、作業の安定化、人件費の削減に繋げることが出来た。

3. 登録申請書類の差替資料

年度	ページ番号	資料の内容
平成 28 年度	2-6-1 書類差替平成 28/06/15	設備レイアウト図
平成 28 年度	2-11-1～5 書類差替平成 28/06/15	ベール解体機の仕様書
平成 28 年度	2-12-1～3 書類差替平成 28/06/15	ベール解体機の外形図
平成 28 年度	2-12-4～5 書類削除	ベール解体機の外形図
平成 28 年度	2-12-1-5 書類追加平成 28/06/15	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

施設変更に伴い、一般廃棄物処理施設許可証、指定可燃物貯蔵取扱い届出書、特定施設設置届出書等、登録申請書類に差替・追加が必要となる場合には、この表に記載のうえ、差替・追加書類を添付してください。なお、P E T ボトル再生処理施設の変更完了報告書に添付する差替資料に付するページ番号は、以下を参照して作成してください。

ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号+書類差替・追加の区別+書類作成年月日

(例 1) 書類を差替える場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替平成 28/05/01 (現行の 2-8-3 に代えて挿入するページであることを表す)

(例 2) 書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加平成 28/05/01 (2-8-3 と 2-8-4 の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

(例 3) 複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替平成 28/05/01 (A工場)、2-8-3-1 書類追加平成 28/05/01 (B工場)

以上

PETボトル再生処理施設の変更完了報告書（記入例）

※注意事項をふきだし内に記載してあります。【平成28年8月1日以降に提出する場合】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長 殿
平成28年度PETボトル再生処理施設の変更完了報告書（記入例）

事業者名： 株式会社〇〇工業
施設名： 本社工場
担当者 役職・氏名： リサイクル部長 包装 太郎
担当者 電話番号： 03-1234-5678 F A X 番号： 03-1234-8765

担当者 メールアドレス： xxxx@xxxx. co. jp
完了報告日： 平成 28年9月15日

設備変更受付番号：28-001

PETボトル再生処理施設の変更願いに関する承諾通知書に記載された設備変更受付番号を記載してください。なお、設備変更願いを必要としない完了報告の場合には、設備変更受付番号を記載する必要はありません。

【変更完了後の説明】

1. 変更内容

変更内容	変更の詳細
ベール解体機の変更	既存のベール解体機を撤去し、新規ベール解体機を設置する。

施設変更完了後に即効果が現れた場合には、この欄に具体的に状況を記載してください。即効果が現れない場合には、今後の予測を記入してください。

2. 変更後の状況

ベール解体機の変更したことにより、効率的にベールが解体され、作業の安定化、人件費の削減に繋げることが出来た。

3. 登録申請書類の差替資料【ページ番号は平成29年度登録書類のページ番号を記載すること】

年度	ページ番号	資料の内容
平成29年度	2-6-1 書類差替平成28/09/15	設備レイアウト図
平成29年度	2-11-1～5 書類差替平成28/09/15	ベール解体機の仕様書
平成29年度	2-12-1～3 書類差替平成28/09/15	ベール解体機の外形図
平成29年度	2-12-4～5 書類削除	ベール解体機の外形図
平成29年度	書類追加平成28/09/15	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

施設変更に伴い、一般廃棄物処理施設許可証、指定可燃物貯蔵取扱い届出書、特定施設設置届出書等、登録申請書類に差替・追加が必要となる場合には、この表に記載のうえ、差替・追加書類を添付してください。なお、PETボトル再生処理施設の変更完了報告書に添付する差替資料に付するページ番号は、以下を参照して作成してください。

ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号 + 書類差替・追加の区別 + 書類作成年月日

(例1) 書類を差替える場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替平成28/09/01 (現行の2-8-3に代えて挿入するページであることを表す)

(例2) 書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加平成28/09/01 (2-8-3と2-8-4の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

(例3) 複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替平成28/09/01 (A工場)、2-8-3-1 書類追加平成28/09/01 (B工場)

以上

P E Tボトル再生処理事業者登録書類の届出事項変更届（記入例）

【平成 28 年 7 月 31 日までに提出する場合】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 P E Tボトル事業部長 殿

P E Tボトル再生処理事業者登録書類の届出事項変更届
(記入例)

事業者名： 株式会社〇〇工業

施設名： 本社工場

担当者 役職・氏名： リサイクル部長 包装 太郎

担当者 電話番号：(03) 1234 —5678 FAX番号：(03) 1234 — 5677

担当者 メールアドレス：

報告日：平成 28 年 ○月 ○日

【差替・追加・削除事項】

産業廃棄物契約書および許可証の差替

【差替・追加・削除書類の説明】

書類番号	差替・追加・削除の詳細
2-3-2-1	A社との産廃処理契約・許可証の差替

【登録申請書類差替・追加・削除の添付書類】

年度	差替前のページ番号	差替・追加・削除のページ番号	差替・追加・削除の区分
平成28年度	2-3-2-1	2-3-2-1 2-3-2-2	差替 追加

以上

P E T ボトル再生処理事業登録書類の届出事項変更届（記入例）

【平成 28 年 8 月 1 日以降に提出する場合】

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 P E T ボトル事業部長 殿

P E T ボトル再生処理事業登録書類の届出事項変更届
(記入例)

事業者名： 株式会社〇〇工業

施設名： 本社工場

担当者 役職・氏名： リサイクル部長 包装 太郎

担当者 電話番号：(03) 1234 —5678 FAX 番号：(03) 1234 — 5677

担当者 メールアドレス：

報告日：平成 28 年 〇月 〇日

【差替・追加・削除事項】

産業廃棄物契約書および許可証の差替

【差替・追加・削除書類の説明】

書類番号	差替・追加・削除の詳細
2-3-2-1	A 社との産廃処理契約・許可証の差替

【登録申請書類差替・追加・削除の添付書類】

【ページ番号は平成 29 年度登録書類のページ番号を記載すること】

年度	差替前の ページ番号	差替・追加・削除のページ番号	差替・追加・ 削除の区分
平成 29 年度	2-3-2-1	2-3-2-1 2-3-2-2	差替 追加

以上